

## 日程表

黒磯地区 会場: 大会議室(201・202会議室)		
対象地区	月日	
鍋掛地区	越堀、寺子、鍋掛、野間	2月18日(月)・19日(火)
東那須野地区	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目	2月20日(水)～22日(金)・25日(月)
高林地区	高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木	2月26日(火)・27日(水)
黒磯地区	本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町	2月28日(木)・3月1日(金)
	共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町	3月4日(月)～8日(金)
	鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町	3月11日(月)～13日(水)
	東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦	3月14日(木)・15日(金)

西那須野地区 会場: 100会議室	
対象地区	月日
二つ室、一区町、二区町	2月18日(月)～20日(水)
三区町、四区町、千本松、上赤田、北赤田、南赤田、西赤田	2月21日(木)・22日(金)
東赤田、三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目、西三島1丁目～7丁目、南郷屋1丁目～5丁目、睦	2月25日(月)～3月1日(金)
高柳、西富山、井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根、槻沢	3月4日(月)・5日(火)
下永田1丁目～8丁目、緑1丁目・2丁目、新南、石林	3月6日(水)～8日(金)・11日(月)
永田町、扇町、あたご町、西大和、西原町、五軒町、西栄町、東町、西朝日町、南町、西幸町、北二つ室、太夫塚1丁目～6丁目	3月12日(火)～15日(金)

塩原地区 会場: ハロープラザ第2・3会議室 2月18日(月)～28日(木) 会場: 101第1～3会議室 3月4日(月)～11日(月)			
会場	対象地区	月日	
ハロープラザ	下大貫、上大貫	2月18日(月)	
	下田野、遅野沢、墓沼	2月19日(火)	
	関谷	元町、京町、上の内	2月20日(水)・21日(木)
		旭町、上町、日の出	2月22日(金)・25日(月)
	金沢、折戸	2月26日(火)	
	上横林、横林、接骨木	2月27日(水)	
	宇都野、高阿津	2月28日(木)	
会場移動日(受け付けていません)		3月1日(金)	
塩原支所	中塩原、上塩原	3月4日(月)～6日(水)	
	塩原、湯本塩原	3月7日(木)・8日(金)・11日(月)	
受け付けていませんので、黒磯・西那須野地区の会場に来てください		3月12日(火)～15日(金)	

### 税理士会が行う還付申告無料税務相談

- ▶ **とき** 2月6日(水) 午前9時30分～午後4時
- ▶ **ところ** 関東信越税理士会大田原支部会員事務所
- ▶ **申込期限** 2月5日(火)
- ▶ **対象** 所得金額300万円以下の給与所得者、年金受給者で還付申告をする人
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 税理士会大田原支部(室井) ☎0287(48)6712

## 申告に必要なもの(続き)

### 今回から追加 利用者識別番号って??

平成30年分の確定申告から市で受け付けた申告は、電子データで税務署に送付する方法に変更するため、国税庁の発行する利用者識別番号が必要になります。

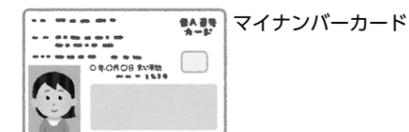
■ **既に利用者識別番号を持っている人** 利用者識別番号を確認できる書類(税務署のお知らせはがきや利用者識別番号等の通知など)を持参してください。

■ **利用者識別番号を持っていない人** 申告当日に会場にて取得します。

### 申告にはマイナンバーが必要

申告には、申告する人のマイナンバーの記載と、番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

■ **申告する人のマイナンバーカードを持っている人**  
マイナンバーカード(番号確認と身元確認を兼ねる)

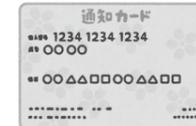


■ **申告する人のマイナンバーカードを持っていない人**

次の番号確認書類と身元確認書類

- 番号確認書類…通知カード、マイナンバーの記載がある住民票のどちらか
- 身元確認書類…運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのいずれか

番号確認書類



身元確認書類



■ **扶養親族などのマイナンバー**

申告書には、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーも記載が必要ですが、番号確認書類と身元確認書類は不要です。

## 申告の注意点

### 申告は指定日に指定会場

- なるべく日程表に定められた日に来てください。指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できます
- **課税課や各支所の窓口で申告の受け付けはできません**
- ※ e-Taxを利用すれば、自宅などからパソコンやスマートフォンで申告できます。詳しくは大田原税務署にお問い合わせください。

### 事前の準備をお忘れなく

- 医療費控除を受ける人は、**必ず明細書を「個人ごと」「病院ごと」に記入してください**
- 営業、農業、不動産所得の申告をする人は、**必ず帳簿を整理し、収支内容をまとめてから来てください**
- 書類に不足があったり、準備が不十分な場合は、**申告の受け付けができません**

### 時間に余裕を持って来庁を

- 申告会場は大変混雑します。混雑状況により長時間待つことや、午前中に来庁しても午後の受け付けになる場合があります
- 所得の種類や申告の内容により、受け付けの順番が前後することがあります